

建設機械の排出ガス対策



国土交通省

特定特殊自動車の使用規制が始まりました

平成18年10月より建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（特定特殊自動車）に対して「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下「オフロード法」）による使用規制が開始しました。

＜使用規制開始により以下のように変わりました＞

- ▶ 平成18年10月以降に製作されている建設機械等^(注1)については基準適合表示の貼ってあるもの等技術基準に適合したものを使用して下さい。（表示は下図参照）
- ▶ 抑制指針^(注2)に定める適切な燃料の使用、適切な点検整備等を行って下さい。
- ▶ 国の職員が立入検査等を行うこともあります。

（注1）一部規制対象外の車両があります。規制対象となる車両はP3参照。

（注2）オフロード法第28条に規定する主務大臣が定める指針のこと。排出ガスの排出の抑制を図るために燃料の種類等が定められている。（P2参照）

平成18年10月以前に製作された建設機械については規制の対象外です。

平成18年10月以降に製作・販売される排出ガス規制の対象となる建設機械については、基本的に次のいずれかの表示が貼られます。ただし一部規制対象外の機種があります。

○基準適合表示



法律に基づく技術基準を満たすものとして、型式届出された車両に表示されます。

○少数特例表示



一定台数（30台／年かつ承認後の総生産台数100台）以下の製作・輸入をするものとして国が承認した車両に表示されます。少数しか生産されないことから、通常の技術基準より緩和されています。

○確認証

表示の代わりに個々に確認証が交付されます。

使用者が製作等した建設機械などの場合で、個別に検査を受け、技術基準に適合していることが確認されたものに対して交付されます。（個別検査）